

芝山町農林水産事業関係補助金一覧

令和8年4月1日 現在

窓口	電話番号
芝山町役場産業振興課農政係	0479-77-3917

- ・この一覧は主要な補助事業を掲載しております。
- ・ここに掲載されていない事業についても要望に応じて該当する事業の有無を確認させていただきますので、ご相談ください。

◎農業

事業名	対象となる取組	補助率	対象者	備考
芝山町認定農業者等 育成事業補助金	○認定農業者または認定新規就農者が購入する30万円以上の農業用機械及び農業用施設	○1/10以内(上限25万円)	以下の全てに当てはまる者 ○町内に住所を有する認定農業者 ○購入する農業用機械等の耐用年数以上認定農業者又は認定新規就農者でいられる方 ○町税の滞納のない方 ○地域計画の目標地図に位置付けられた者	2年度連続での交付申請不可
農地利用効率化等支 援交付金 (経営体育成支援事 業補助金)	○50万円以上の農業用機械・施設等の購入 ※耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの ※中古の場合、残存耐用年数が2年以上のもの	○融資主体支援タイプ 3/10以内(上限300万円)	○地域計画の目標地図に位置付けられた者	
「輝け！ちばの園 芸」次世代産地整備 支援事業補助金	<事業費100万円以上5000万円未満> ○生産力強化支援型 (パイプハウス、低コスト耐候性ハウス、予冷库、省力化機械、共同利用機械等) ○園芸施設リフォーム型 (ガラス温室改修、鉄骨ハウス改修等) <事業費30万円以上300万円未満> ○スマート農業推進型 (環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、ドローン、自動換気システム、ロボット草刈機等)	○県： [生産力強化支援型] (通常枠) ・認定農業者整備 認定農業者、認定新規就農者等：1/4以内 ・共同利用機械・施設等整備 農業者の組織する団体：1/3以内 (強化枠) 認定農業者：1/3以内 [園芸施設リフォーム型] 1/4以内 [スマート農業推進型] 1/3以内 ○町：1/10以内	○町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体 等	町補助金は町内に住所を有する者に限る

◎農業

事業名	対象となる取組	補助率	対象者	備考
新規就農者育成 総合対策 (経営開始資金)	○次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、資金を交付する。	○年間上限150万円 ただし、R8.4月分より年間上限165万円 ○最長3年間	○独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者 ○農地の所有権または利用権及び農機具及び農業経営の主宰権を有すること ○地域計画の目標地図に位置付けられているもしくは農地中間管理機構から農地を借りていること ○世帯全体の所得が600万円以下 等	※注意：返還義務あり 途中で離農した場合や、交付期間終了後、交付期間と同期間以上の営農をしなかった場合 等 ○交付時期 半年分を単位として交付 (9月、3月頃)
経営発展支援事業	○就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組	○県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)例)国1/2、県1/4、本人1/4 ○補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金の交付対象者は、上限500万円 ※夫婦で共同経営する場合は、上限1,500万円 ※複数の青年就農者が法人を設立し共同経営する場合は、次のいずれか低い方 ①2,000万円 ②経営開始の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円として合算した額	○独立・自営就農時の年齢が50歳未満の者の認定新規就農者 ○農地の所有権または利用権及び農機具及び農業経営の主宰権を有すること ○地域計画の目標地図に位置付けられている、もしくは中間管理機構から農地を借りていること ○本人負担分について金融機関から融資を受けること 等	
芝山町園芸高温対策等支援事業補助金	○園芸農家が、高温対策または病害虫対策として購入した資材に対して補助金を交付	○資材の購入費の1/3以内 認定農業者、認定新規就農者は上限15万円 上記以外の販売農家は上限10万円	以下の全てに当てはまる者 ○町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、その他販売農家 ○販売又は出荷目的で野菜、果樹または花きの栽培を行っている者 ○千葉県その他の団体が実施する同種の補助金を受けていない者 ○町税の滞納のない者	
農業近代化資金 利子補給補助金	○農業近代化資金を借り入れる際に発生する利息の一部を補給する	○年2分(2%)の範囲内	○町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農協等(農業近代化資金の貸し付けを行う融資機関に利子補給を行う)	